

一色区自主防災会防災計画

1 目的

この計画は、一色区自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生およびその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次の通りとする。

- (1) 防災組織の編成および任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集、伝達に関すること。
- (5) 出火防止、初期消火に関すること。
- (6) 救出救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食、給水に関すること。
- (9) 防災資機材等の備蓄および管理に関すること。

3 防災組織の編成および任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次の通り防災組織を編成する。

1 班 被災管理班

- ①全体の指示・統括に関すること
- ②安全パトロールに関すること。
- ③被災状況に関すること。
- ④班内の災害記録に関すること。

2 班 情報・避難誘導班

- ①情報の収集・伝達に関すること。
- ②他組織との情報交換に関すること。
- ③広報活動に関すること。
- ④避難状況に関すること。
- ⑤避難に関すること（弱者支援を含む）。
- ⑥班内の災害記録に関すること。

3 班 消火班

- ①消火資機材に関すること。
- ②消火活動に関すること。
- ③班内の災害記録に関すること。

4 班 救出・救助救護・搬送班

- ①救出活動に関すること。
- ②救出・救助用資機材に関すること。
- ③救護活動に関すること。
- ④災害弱者に関すること。
- ⑤重傷者の搬送に関すること。
- ⑥班内の災害記録に関すること。

5 班 衛生、給食・給水・物資班

- ①保健衛生・防疫に関すること。
- ②食料・水に関すること。
- ③生活物資に関すること。
- ④班内の災害記録に関すること。

4 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項は、次の通りとする。

- ①防災組織および防災計画に関すること。
- ②地震・火災、水災についての知識に関すること。
- ③各家庭における防災上の留意事項に関すること。

(2) 普及の方法は、次の通りとする。

- ①パンフレット、チラシ等の配布。
- ②座談会、講習会、防災映画会等の開催。

5 防災訓練

大規模地震等による災害発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ適切に行えるようにするため、次により訓練を実施する。

(1) 訓練の種別は、個別訓練および防災訓練とする。

(2) 個別訓練の種類は、次の通りとする。

- ①情報の収集・伝達訓練
- ②消火訓練
- ③避難訓練
- ④救出・救護訓練

- (3) 総合訓練は、2つ以上の個別訓練について総合的に行うものとする。
- (4) 訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

6 情報の収集・伝達

被害状況を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集伝達を次により行う。

- (1) 情報・避難誘導班は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と判断される情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。
- (2) 情報の収集伝達は、電話、テレビ、ラジオ、伝令等による。

7 出火防止および初期消火

(1) 出火防止

大規模地震において、火災の発生が被害を大きくする主な原因となっているので、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、主として、次の事項に重点を置いて点検整備する。

- ①暖房用、調理用等の火気使用設備器具の整備およびその周辺を整理整頓する。
- ②その他建物等の危険箇所の状況把握。

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期消火することができるようにするため、消火栓器具の取り扱いについて訓練し、消火器、水バケツ等を各家庭において配備をする。

8 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により、救出、救護を要する事態が生じたときは、ただちに救出・救助救護・搬送班は活動を行う。この場合、現場付近にいるものは救出・救助救護・搬送班の活動に積極的に協力する。

なお、救出・救助救護・搬送班は、負傷者が医師の手当を要するものと判断したときは、医療機関または防災機関の設置する応急救護所に搬送する。

9 避難対策

大規模災害の発生が予想されるとき、または火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、または生じる恐れがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

避難命令が出たとき、または防災委員長が必要と判断したときは、防災

委員長は情報・避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

情報・避難誘導班は、防災委員長の指示に基づき、住民を次に定める避難地に誘導する。

- ①大規模地震による被害の発生が予想される時。
- ②津波、台風等により水災害の発生が予想される時。

10 給食・給水

避難地等における給食及び給水は、次により行う。

- (1) 衛生、給食・給水・物資班は、町から配分された食料または地域内の家庭等から提供を受けた食料等を配分し、または炊出し等を行う。
- (2) 衛生、給食・給水・物資班は、町から提供され、または井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

11 防災資機材等

- (1) 防災資機材等は、順次配備する。
- (2) 年に一度全資材の点検を行う。

付記

本会に準備し、一色公会堂附属倉庫に保管する防災資機材は、別紙「一色区自主防災倉庫 備品点検表」の通りとする。